

憲法・教育基本法の精神を記念碑に刻む

菊地一郎

はじめに

羽茂高校では創立七十周年記念事業の一つとして教育憲章碑を建立しました。教育基本法改正が日程にのぼってきて、この憲章の紹介が、教育基本法改悪阻止運動に少しでも力添えできれば望外の幸せです。なお、記念式典の祝辞のなかで県教委は教育憲章について次のように述べられました。『真理と平和を希求し、進取の気象にとんだ青年を育成する』『勤労と責任を重んじ、心身ともに健康な青年を育成する』『個人の尊厳を重んじ、民主社会建設に貢献する青年を育成する』といった本校の教育目標に込められた諸先輩の思いが、現在の教職員や生徒の皆さんに連綿と受け継

がれていることを大変うれしく思っていますとともに、教職員の皆様の今までの御苦労に対しまして、深く敬意を表するものであります」と。

憲法・教育基本法の条文は正確には思い出せなくて、校舎正面に建立された憲章を読まれば、その教育理念を「理解いただける」と思います。教育基本法改正の嵐のなかで民主教育の「火」となることを希う次第です。

次の拙文は除幕式（〇一・五・九）で生徒に話したことを生徒会誌『禹武』に掲載したもののがもとになります。従って、有事二法案など国会の今の動きと時間的にずれがあり、また、生徒対象の文章でしたのでその点も、容赦下さい。

教育憲章

真理と平和を希求し、進取の気象にとんだ青年を育成する。

勤労と責任を重んじ、心身ともに健康な青年を育成する。

個人の尊厳を重んじ、民主社会建設に貢献する青年を育成する。

教育憲章碑の除幕式にあたり教育憲章についての解説を背景をまじえて若干述べたいと思います。

創立と戦前の教育

羽茂高校の創立（一九三四年）当時は金蘭恐慌と続いて世界恐慌（昭和恐慌）、さらに農村は相次ぐ凶作が追い打ちをかけ未嘗有の経済不況でした。時の村長は羽茂郷の発展と貧困の克服を人づくりにかけ、苦しい村の財政から校舎建築費を捻出、さらに寄付金まで募つて創立にこぎつけたのです。当時、教育関係費に村の予算の五三%も支出された記録があります。三五年校舎が落成、四二年講堂兼兩天体操場としての敬神道場が竣工するまでは、体育は小学校、朝礼は小学校と

の渡り廊下で行うという学校生活でした。

しかし、このように苦労して創立したにもかかわらず、勤労奉仕、軍事教練など戦時一色で正常な授業もできなくなり、四三年には予科練への応募要請、四四年には学徒勤務令による長期援農隊など戦時体制に組み込まれていったのです。まさに創立したばかりの学校は軍靴で踏みにじられたのでした。そればかりか、この戦争は同窓会員の中からも多くの戦死者を出しました。

といひながらの頃の教育は、富国強兵のための国策と考えられていました。従つて教育行政は軍國主義教育の実現をはかり、教育の目的は教育勅語によつて定められていました。天皇主権でしたから国民は天皇の赤子と言われ、桜が散る」とく、國民も天皇のために何時でも死ぬことができる臣民としての教育が行われていたのです。教育勅語と御真影を安置した奉安殿に登下校するさい最敬礼をするように指導されました。忘れると先生に往復ビンタをされ、また、授業の始まる前に、直立不動で教育勅語を暗誦させられたのです。天皇制のもとでの教育勅語が教育現場でどのように作っていたか理解できます。

「」の頃の我が校の校章は二種の神器の一つ八咫鏡のにつくられていきました。この校章について「八咫鏡の輪郭は、一見近寄りがたい奥ゆかしさ、神々しき感を抱かせる」と生徒をいたく感激させた様子が『羽茂高等学校五十年史』にのっています。このような教育現場でしたから、国民の教育権などという考えは全くなく、民主教育の指針としての教育憲章は形もありませんでした。ただ、生徒の訓育上として校訓があつたにすぎません。

教育憲章制定

一九四五年敗戦、軍國主義教育、教育勅語は否定され、天皇は現人神から人間に変わりました。四六年新憲法、翌四七年教育基本法が公布され民主主義教育を基本理念として新たな出発をしました。

我が校は創立から苦難が続き敗戦の荒廃から約十一年でやつと新校舎がそろい学舎としての体裁が整いました。それから十年余、六八年に赴任された校長から先生方は單に専門の教科を教えるだけでなく、どんな人間を育て行くのか…、羽茂高校の教育の目指す方向（安富良英「教育憲章制定の思い出」『禹武』五三）

号）を定めようと話があり、原案作成を委嘱されました。そして職員会議を経て制定されたのが、今回、碑に刻んだ教育憲章です。

当時、戦後の教育基本法体制から国家統制とともに能力主義の教育政策が開始され、中教審の復古調の「期待される人間像」がだされた頃でした。そこで憲法・教育基本法の理念である平和と民主主義教育を今後も変わることなく教育の目標としたと制定されたのです。以来、羽茂高校の教育の指針として今日に至っているのです。

「」でその文言について一二三解説をしておきます。
眞理と平和を希求し、進取の氣象にとんだ青年を育成する。

憲章は戦前の教育勅語のもとに行われた国家主義・軍國主義教育をしりぞけ、憲法・教育基本法の理念である民主主義・平和主義教育を目的にかかげたものです。

「眞理と平和」は教育基本法に出てくる文言です。
そしてこの憲章の最も重要な言葉の一つです。

「眞理」は哲學的に言えば物事について人間の認識がその物事と一致してゐることを眞理といいます。た

だ、この一致についての理解に唯物論的考え方と觀念論的考え方とは大きく異なります。眞理は、平たく言えば本当のことであり、本当の道であることです。古今東西、いつの世でも学問をするといふことは不變の真理を求めるのです。

「平和」について、戦後の新憲法制定会議（四六年、法的には明治憲法改正）の議事録によると、時の吉田首相は第九条の提案理由を「これは改正案における大いなる眼目をなすものであり…恒久の平和を念願します」と述べています。また自衛権放棄について、原委員の「自衛権はいつものまでも放棄しなければならないのか」との質問に「一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争もまた交戦権も放棄したものであります。従来近年の戦争は多く自衛権の名において戦われたのであります。満州事変然り、大東亜戦争またしかり…」と答えています。大きな犠牲をともなつた一五年戦争への深い反省のうえに制定されたのが第九条であり、世界に誇る平和憲法なのです。この平和を実現し守ることこそ重要で、私達は常に平和を追い求めなければなりません。教育基本法は憲法の教育理念を發展させ明示したものといわれています。

憲法は平和条項を提案した吉田内閣において「武力なき自衛権」などと解釈改憲をして警察予備隊（五〇年）をつくったのを手始めに、歴代内閣の解釈改憲はどんどん進み、現在は陸海空の三軍（軍隊ではないといつているが）をもつ自衛隊にまでなっています。

教育基本法にいたっては全く無視された感があります。制定されて二年目にもう改正の動きさえあります。たゞ、いわゆる五五年体制ができると、教育委員の公選制廃止などから相次ぐ教育統制がつづき、学習指導要領の改定による法的拘束力の問題、学校行事における君が代・日の丸の問題、教科書問題などあげたらきりがありません。このように今までの政府による解釈改正も限界に達し、ここへきて、この憲法や教育基本法を改正しようとする動きがあります。それも日程にのぼってきていると書いても過言ではありません。しかも改憲の目的の第一は九条であり、教育基本法の改正の目的は「國家主義的な教育目的を手がかりとして

教育実践を統制」(成瀬隆「日本教育学会年報三十一号)する」とだとされています。なにか戦前の教育勅語が見え隠れしているように思えてなりません。自衛隊ができて久しく、アメリカ軍の後方支援とはいえ、今も海外にまで派遣する時代になり、今まで国民の自由と基本的人権が制限される有事三法案が国会に上程され、その成り行きが注目される今こそ、平和についてよく考えなければならないときだと思います。

私達は憲法や教育基本法を学習し、その立法精神をよく学び、今なぜ改正しなければならないのか、改正によって私達の生活がどう変わるのが、平和について真剣に取り組まなければならぬときだと思います。

「進取の気象」、羽茂高校生は他校の生徒に比べ引っ込み思案で内弁慶だと言われます。百の持てる力を八十しか發揮できないように見えます。それは奥ゆかしいとも違います。世は自己PRの時代、もつと積極的に意欲的にもの」とにあたる青年に育つてほしいとの考え方からです。「進取の気象」は「気性」ではなく本来は「気象」。そして学校(教師集団)が「育成したい」では弱いので、もっと強く「育成する」という強い決意をあらわす表現にしたのです。

個人の尊厳を重んじ、民主社会建設に貢献する 青年を育成する

「個人の尊厳」、憲法十三条に「すべて国民は、個人として尊重される」とあります。「これは、個人を犠牲にしてようとする全体主義を否定し、すべての人間を自主的な人格として平等に尊重しようとするものです。そして二十四条の「個人の尊厳」は十三条とおなじく個人に対して根元的な価値をみとめ、個人の自由を基本的に平等に尊重する原理だとされています。また、教育基本法案を立案審議したとき、教育刷新委員会で、個人の尊嚴は、「個人の自由というものをあくまで尊重する精神が教育の基礎にならなければならぬ」と人間の尊嚴の確立を基礎においたのです。多くの犠牲をだした戦争体験から教育基本法は、戦前の全体主義的教育に対し、民主的で個人の自由が尊重される教育を通して平和で民主的な国家の主権者を育てようとしているのです。憲章はこれを取り入れたのです。

「民主社会建設に貢献する」は、社会の形成者として、眞の民主社会建設にたとえ一木一草でも加える。即ちわざわざも貢献するそのような人間を育てたいと

「書く願いをこめたのです。これは「書くは易く行うは難し」です。

第一次世界大戦で負けたドイツは当時最も民主的とされたワイメール憲法（一九年制定・はじめて社会権を規定）をもつたのですが、ヒトラーによつて憲法廃止（三三一年）、ナチス独裁とわずかの間で崩壊しました。二十年ともたなかつたその要因は次のように言われています。敗戦による苛酷な賠償金とフランスのルール占領もあつて、物価一兆倍のインフレーションが庶民を苦しめました。またベルサイユ条約はドイツ民族に屈辱感をあたえフランスなどへ報復心をうそつけました。ナチスはこれをうまく利用したのです。そこへ一九年から世界大恐慌は全労働者の半数以上の失業者をだし、労働運動は尖鋭化し共産党は勢力を伸ばしました。「これに危機感をもつた資本家はナチスを援助し、自分達の支配を維持するためにヒトラーに権力を授らせたのです。これがドイツでのファシズム（反共的独裁政治）台頭のあゆみであり、民主政治滅亡の歴史です。

このことを考えれば、いかに民主的な憲法をもつたとしても国民一人ひとりが主権者として自覚し、常に社会の動きや為政者の動きに注目して、真の民主社会建設を目指し実践する」ことが大切なのです。社会の出来事に無関心で、自分の考えを持たない付和雷同、自己中心の人は、「さとうきび支配体制の宣伝（ヒトラーは言論を統制し、一方マス・メディアを利用した宣伝と、身振り手振りの演説で民衆を魅了した）に酔わされ、いつドイツの徴を踏むかわかりません。戦前のようないい自由も基本的人権（明治憲法のもとでは、臣民として制限付き形だけの人権だった）もない社会、庶民はただただ息を殺して生きていへ、そのような社会に一度としてはなりません。

今、社会現象が戦前の二〇年代後半から二〇年代に大変よく似ていて、いふと言われます。いわれて年表をみれば、戦前にどこか似通つているように思えてきます。もちろん戦前と違つて国民は民主主義について知つていますし、少なくとも今は基本的人権は保障されています。しかし、これも平和と同じに常に関心を持ち、参加し主張し護つて行かなければ、いつどのようないくなるかわかりません。現実に有事三法案ばかりでなく知る権利を制限するいわゆるマス・メディア規制法案など、基本的人権を制限するいくつかの法案が国会に上程されています。そして経済は世界大恐慌のと

きのようなどん底、敗戦直後をのぞけば、今のように

倒産、失業者の増大したことはありません。政治は混

迷し、ここにきて貧富の差はどんどん拡大し、政治家や官僚の腐敗は日常的になり、正義の味方と思つていた裁判官、検事、警察の犯罪までおきるにおよんで社会不安は増すばかりです。かつてファシズムが台頭してきた社会状況と大変似かよつている気がします。このようななどきだからこそ私達はよく考えて眞の民主社会建設に決意を新たにしなければならないのです。

さて、いまこのよつたな時期に創立七〇周年の記念として教育憲章碑を建立する」とは大変意義深いことです。憲法・教育基本法の平和と民主主義の理念は、教育における人類普遍の目標です。今まで述べてきたように、この理念がともすると忘れられ、あるいは故意にねじ曲げられて來ているよつて思えてなりません。だからこそ憲章の意味をかみしめ、立派な社会の形成者を育てるために、この憲章碑を建立したのです。羽茂高校の教育の目標として末永く伝えていくいただきたいと思います。

教育憲章碑について、生徒への説明は以上のものでした。

おわりに 憲法・教育基本法改悪は許さない

一二五、六年、憲法・教育基本法の改正論議が盛んになり、「憲法の付属法的」といわれる教育基本法、憲法と一体となつて民主国家の教育方針を示した教育基本法が先ず改正の矢面にたたされています。そして次は憲法改正である」とは言をまたないのであります。

○二年二月中教審は教育基本法の改正を文部科学相に答申し、にわかに現実味をおびてきました。『公共』の精神、道徳心」や「日本の伝統・文化の尊重」「郷土や國を愛する心」などで、当時の中教審の委員からやされ「法は人の行為を律するもので、心を律するものでない」との批判がでたほどでした。それが今や国会への法案提出の日程まで話題にのぼつてきていました。私達は平和と民主主義の憲法、そしてこの思想の実現のための教育基本法、この改悪を絶対に許しません。老舗にはなつたが、日本の将来のため、子ども達のために断固として改悪を阻止することを誓い、僻地の小さな高校に建立された教育憲章碑の紹介を終えます。